

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（ 総務省 ）

制 度 名	情報基盤強化税制	
税 目	所得税、法人税 （租税特別措置法第 10 条の 6、第 42 条の 11、第 68 条の 15） （租税特別措置法施行令第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 11、第 20 条の 5 の 2）	
要 望 の 内 容	<p>情報基盤強化税制について、現行制度の適用期限を 2 年間延長するとともに、対象設備について一部拡充要望する（具体的には、以下下線部が拡充要望対象設備）。</p> <p>(1) サーバ用 OS^{※1} 及びそれがインストールされたサーバ（資本金 1 億円超の企業については省エネ効果の高いサーバに限定）</p> <p>(2) データベース管理ソフトウェア^{※1} 及びその機能を利用するアプリケーションソフトウェア</p> <p>(3) <u>ファイアウォール、侵入検知システム（IDS）、侵入予防システム（IPS）、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール（WAF）</u>^{※1}（(1)、(2)、(4)のいずれかと同時に取得されるものに限る）</p> <p>(4) 連携ソフトウェア^{※2}</p> <p>※1 ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの。</p> <p>※2 情報処理の促進に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子計算機利用高度化計画（平成 20 年経済産業省告示第 61 号）において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により技術上の評価を受けたもの。</p>	
	減収見込額 （平年度）	714 百万円 （65,304 百万円）

<p style="text-align: center;">新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>IT投資は、生産性の向上・経済成長の鍵であり、IT資本の蓄積・TFP（全要素生産性）成長の誘発という2つの面で経済成長を支えている。特に、中小企業におけるIT投資はその生産性・収益力向上に寄与する度合いが大きく、中小企業が競争力を高めていくにはIT投資、特にIT利活用ステージを向上させるような戦略的IT投資が不可欠。しかし、米国等に比べて日本企業のIT資本投入とIT投資効率は未だ低いレベルにあることに加えて、平成20年度からの景気の低迷によりIT投資は大きく縮小。平成21年度についてもIT投資を抑制する動きが顕在化している。このため、情報セキュリティの確保と産業競争力の向上に一定の役割を果たしている本税制を一層活用しやすいよう見直し、中小企業を中心とする我が国企業のIT利活用を後押しすることで、イノベーション促進・成長力の強化を実現していく。</p> <p>また、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、従来のファイアウォール装置だけでは対応できない新たなサイバー攻撃が多発している。このため、セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図っていく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 延長の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠なIT投資を後押しする観点から、情報基盤強化税制について、その対象設備の追加を行った上で延長することが必要。 <p>なお、中小企業のIT投資は、従来より大企業に比べて低い水準にあるが、米国のサブプライム問題に端を発した景気低迷により、IT投資に割ける資金余力が著しく低下している。実際、中小企業におけるステージ3・4企業の割合は増加しているものの、平成20年度で10%弱にとどまっており、政策面でIT投資を後押しする必要性が特に大きい。</p> <p>② 拡充の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に対応した機器の導入を支援することは、セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況の向上に必要である。 <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>税制措置前の平成17年度と措置後の平成19年度のステージ分布を比較すると、ステージ3・4企業の割合は、平成17年度において17.7%であったが、平成19年度においては、税制利用企業では64.5%に増加している。一方、税制非利用企業におけるステージ3・4企業の割合は32.2%にとどまっており、本税制を利用した企業におけるステージ3・4企業増加割合が非利用企業に比べて32.3%高いと試算されており、本措置がIT利活用ステージ上昇に大きな効果をもたらしていることが分かる。また、平成18年度における本税制利用企業と非利用企業が「従業員1人当たり売上高」、「従業員1人当たり営業利益」を1年間でどれだけ伸ばしたか比較すると、売上高については3%、営業利益については11%、税制利用企業の方が高い伸び率を示している。戦略的IT投資の促進による生産性向上は日本全体の課題であり、戦略的IT投資の促進に効果を有する本税制を継続することで、生産性向上を効率的に実現することが適当。また、情報セキュリティが確保されたICT投資の促進による生産性向上及び情報セキュリティ対策の促進による安心・安全なインターネット環境の実現は日本全体の課題であり、幅広い効果を発揮させるためには、税制措置が適当。</p>
<p>今 回</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>V. 情報通信（ICT政策） 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>

	<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化に資する戦略的IT投資、経営の最適化実現に資するようなIT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。具体的には、ITにより経営を最適化している企業（ステージ3・4企業）の割合を米国並みの50%以上とする。</p> <p>また、企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図っていく。</p>																																													
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>																																													
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>我が国企業のIT資本投入の拡大及びIT投資効率の向上に資するIT活用の促進を図り、生産性の向上を加速化し、ITにより経営を最適化している企業の割合を米国並みの50%以上とする。</p> <p>また、企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図っていく。</p>																																													
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>○中小企業投資促進税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制は中小企業が行う一般の機械、装置等の設備投資を広く支援する税制であり、設備投資増による中小企業の実産性向上を目的としている。 ・ソフトウェア、電子計算機なども対象設備に含まれるが、情報基盤強化税制で対象となっているソフトウェアは対象となっておらず、セキュリティの要件も課されていない。 ・支援措置も特別償却が中心であり、税額控除の支援措置は特にキャッシュフローの制約が大きい資本金3千万円以下の中小企業にのみ認められている。 																																													
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>該当なし</p>																																													
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>																																													
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>企業経営をITによって最適化する企業の割合は、平成20年度時点で34.2%であった。</p> <p>また、税制措置を契機に情報セキュリティ認証であるISO/IEC15408認証製品の普及が拡大。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="491 1671 1473 1843"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>100万円未満</th> <th>100万円以上</th> <th>200万円以上</th> <th>500万円以上</th> <th>1,000万円以上</th> <th>2,000万円以上</th> <th>5,000万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業年度数(件数)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(446)</td> <td>58</td> <td>-</td> <td>381</td> <td>(551)</td> </tr> <tr> <td>特別控除額(百万円)</td> <td></td> <td></td> <td>152</td> <td>23</td> <td>-</td> <td>158</td> <td>2,013</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="491 1843 1350 2013"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>1億円以上</th> <th>5億円以上</th> <th>10億円以上</th> <th>50億円以上</th> <th>100億円以上</th> <th>連結法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業年度数(件数)</td> <td>(261)</td> <td>(43)</td> <td>66</td> <td>23</td> <td>120</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>特別控除額(百万円)</td> <td>2,019</td> <td>765</td> <td>1,593</td> <td>1,061</td> <td>66,745</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () の数値は標本数が僅少で参考値とされているため試算には含まず。</p> <p>(出所) 国税庁 「平成19年度会社標本調査」</p>	資本金	100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	事業年度数(件数)	-	-	(446)	58	-	381	(551)	特別控除額(百万円)			152	23	-	158	2,013	資本金	1億円以上	5億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上	連結法人	事業年度数(件数)	(261)	(43)	66	23	120	28	特別控除額(百万円)	2,019	765	1,593	1,061	66,745	1,644
	資本金	100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上																																							
事業年度数(件数)	-	-	(446)	58	-	381	(551)																																								
特別控除額(百万円)			152	23	-	158	2,013																																								
資本金	1億円以上	5億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上	連結法人																																									
事業年度数(件数)	(261)	(43)	66	23	120	28																																									
特別控除額(百万円)	2,019	765	1,593	1,061	66,745	1,644																																									
<p>租税特別措置の適用実績</p>																																															

		<p>国税庁「平成 19 年度会社標本調査」によれば、平成 19 年度に本税制を利用した企業に占める中小企業の割合は 6 割を超過している。</p> <p>また、平成 20 年度税制改正時に、大企業の適用額に上限を設定するとともに、中小企業の投資下限額を引き下げるなど中小企業向けに制度を拡充したことから、1 年間に適用された特別控除額の総額に占める中小企業適用分は約 6%（平成 18 年度）から約 27%（平成 20 年度）へと大幅に増加。また、本税制は製造業、サービス業など多様な業種において利用されており、利用に関して業種による偏在は特にみられない。</p> <p>（経済産業省「情報基盤強化税制及び IT 投資の現状に関するアンケート」（平成 21 年 8 月））</p>
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>IT 利活用レベルを示す指標において、組織全体で統一的な情報処理システムの連携を実現していることを示すステージ 3 に相当する企業の割合が平成 17 年度の約 16.4% から平成 20 年度の約 26.7% に、企業及び産業横断的に統一的な情報処理システムの連携を実現していることを示すステージ 4 に相当する企業の割合が平成 17 年度の約 1.3% から平成 20 年度の約 7.5% に増加。なお、中小企業におけるステージ 3・4 企業の割合は、増加しているものの平成 20 年度で約 10% にとどまっており、引き続きの支援が必要。</p> <p>また、税制措置を契機に ISO/IEC15408 認証製品の普及が拡大し、企業の情報セキュリティ対策が進展し、不正アクセス届出件数は過去 3 年間にわたって減少傾向にある（2006 年 331 件→2008 年 155 件（独）情報処理推進機構 2009 年発表）。なお、最近では、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、従来のファイアウォール装置だけでは対応できない新たなサイバー攻撃が増加しており（SQL インジェクション検知数の急増。平成 20 年 10 月：26 万件→12 月 1500 万件）、継続的なセキュリティ対策支援が求められる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業の IT 資本投入の拡大及び IT 投資効率の向上に資する IT 活用の促進を図り、生産性の向上を加速化する。</p> <p>また、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間・企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制を措置することにより、ステージ 3 及びステージ 4 に相当する企業の割合が、平成 22 年度時点で米国並みの 50% 程度に達することを推計しているが、米国のサブプライム問題に端を発する急速な景気後退の影響から企業の設備投資、IT 投資は大きく後退。ステージ押し上げにつながるような IT 投資も減少したため、平成 20 年度時点におけるステージ 3 及びステージ 4 の企業の割合は 34.2% に留まっており、推計している水準への到達は道半ばとなっている。</p> <p>また、本税制措置により、不正アクセス届出件数は過去 3 年間にわたって減少傾向にある（2006 年 331 件→2008 年 155 件（独）情報処理推進機構 2009 年発表）ものの、最近では、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、従来のファイアウォール装置だけでは対応できない新たなサイバー攻撃が増加しており（SQL インジェクション検知数の急増。平成 20 年 10 月：26 万件→12 月 1500 万件）、継続的なセキュリティ対策支援が求められる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 18 年度 創設 平成 20 年度 対象設備の追加等（2 年間延長）</p>